

「港区を清潔できれいにする条例」改正の基本的考え方の 意見募集結果と意見への対応について

1 募集期間

平成25年9月21日（土）～平成25年10月21日（月）

2 募集方法

電子メール、ファックス、郵便及び指定場所への持参提出

3 意見募集の結果

ご意見者数 26名

}	内訳：電子メール	20名
	郵送	4名
	ファックス	1名
	持参	1名

ご意見数 51件

4 意見、要望等と区の考え方

別紙、『「港区を清潔できれいにする条例」改正の基本的考え方についてのご意見と区の考え方、意見への対応について』のとおりです。

※ 項目ごとに分類して、一覧にしています。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

「港区を清潔できれいにする条例」改正の基本的考え方についてのご意見と区の考え方、意見への対応について

1 事業者の責務について

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
1	空き缶など、自販機設置者、自販機設置メーカーに何らかの指導が必要なのではないかと。	(区内在住) 60代	条例改正の基本的考え方では、主にたばこ対策として条例に盛り込むものをお知らせしており、自動販売機設置者等の項目は記載はしておりませんでした。現在の条例と同様に回収容器の設置や周辺の清潔保持など、自動販売機設置者等の守るべき項目を規定していく予定です。	条例に基づき指導してまいります。
2	空き缶・ペットボトル対策を徹底してほしい。自販機会社に販売者責任を明確に求めるべき。	(区内在住) 50代		
3	たばこの製造又は発売元も指定喫煙所のたばこの灰皿、防臭フィルター等の費用等の支援をさせることが必要と思う。	(区内在住) 60代	条例改正の基本的考え方において、新たに、他人の喫煙による迷惑の防止のためのたばこ製造事業者の責務を明確にしています。販売者については現在の条例と同様に喫煙者に対する意識啓発を責務として規定していく予定です。	たばこ製造事業者の責務が明らかになるよう条例に盛り込みます。
4	たばこ関連事業者の役割を明文化し、製造者責任・販売者責任の点から、JTとタバコ販売者に、健康・美観ともに積極的に関わらせるべき。	(区内在住) 50代		

2 関係行政機関の責務について

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
1	改正案は趣旨がより明確で、「努力義務」が「禁煙」となったことを歓迎。「関係行政機関の責務」は実行が鍵だ。現状では警察は条例違反を黙認するため、違反者は条例違反を違反と認識しないのは当然。改正案が採択されたとき、関係行政機関がどのように責務を執行するか示されたい。	(区内在住) 70代以上	たばこ対策の実効性を高めるためには、各関係行政機関が条例の趣旨を踏まえ、それぞれの責務を果たし、区に協力していただくことが重要であると考えております。	条例の趣旨を説明し、区の施策に協力していただくよう要請してまいります。

3 区民等の禁止行為等について

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
1	区の条例で路上や公園の公有地でのタバコを規制するのは理解できなくもないが、公共性があるとはいえ、私有地である公開空地まで公有地と同等扱いで規制をかけるのは少し行き過ぎではないか。実際に会社(芝1丁目)の周辺に指定喫煙所は見かけないし、歩行者に迷惑がかからないスペースがある公開空地で、歩行者に配慮しながら吸っている人にまで禁止の指導をするのは、いささか強権的過ぎると思う。	(在勤) 50代	公開空地につきましては、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行又は利用できる敷地として公共性があると考えており、現在の「みなとタバコルール」においても適用範囲としてお願いしているところです。	ご意見の趣旨を踏まえ、周知を徹底し、指導するにあたっては行き過ぎにならないよう実施してまいります。

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
2	道路上で「パーテーション」を設置したところで、空気は繋がっているのであるから、当然のことながらその周囲に煙や有害物質がどんどん拡散し、そこを通行する子供達を含む住民は受動喫煙の被害を受けることは明白である。港区条例で、道路上、広場、鉄道、事業所、飲食店等を含む全ての公共の場における喫煙、及びそれに伴う受動喫煙を禁止すること。	(区内在住) 40代	条例改正の基本的考え方でお示しているのは、屋外の公共の場所における喫煙による煙の迷惑の防止に関するものです。パーテーションの設置は、現状を改善するために、喫煙者・非喫煙者双方の一定のご理解をいただくための手法の一つと考えています。健康増進法は、基本的に屋内を対象としておりますが、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的空間では受動喫煙防止のための配慮が必要としており、区はすでに児童遊園・遊び場については全面禁煙としております。また、屋内については、同法に基づき、「みなとタバコ対策優良ガイドライン」による優良施設の登録制度を実施しており、完全分煙を基本とした受動喫煙防止対策を推進しています。改正条例の中に、喫煙による迷惑の防止のための禁止行為等を明確に規定することで、実効性を担保してまいります。	健康増進法の趣旨を踏まえ、条例に盛り込みます。
3	私有地の喫煙所では、「タバコの煙を吸わさないようにしなければならない」ということだが、屋外で、しかも港区のような都会でタバコを吸った際、煙の暴露量をゼロにというのは、至難の技だと思う。他の環境基準同様、科学的かつ合理的な基準を区が定め、それにより「煙を吸った」ことを判定するのだろうか。この一文は、タバコが嫌いな人にとっては、例えば灰皿が何m離れていても、「たばこの煙を吸わされた。あの灰皿をなくして欲しい。区の条例で、タバコの煙を吸わせてはいけないことになっている」との主張を招くことになるだろうし、区の判定次第では、喫煙者と非喫煙者の対立を生み、両者をお互い不幸にするものになりかねないと思われる。区の条例とはいえ、個人の行動を制限する立派な法律なので、法的な基準を持ち得ない表現を条文に入れ込むことはなじまないと思う。タバコの煙の感じ方は、個人差が著しく激しいものなので、公共の福祉による基本的人権の制限は必要最低限とするのが、法治国家の基本で、もしやむなく制限する際は、両者がギスギスしないような制度設計を考えるべきだと思う。	(在勤) 50代	条例改正の基本的考え方では、条例の目的に新たに「他人の喫煙による迷惑の防止」を加えており、区民の禁止行為等の中に「公共の場所にいる他人にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮しなければならない。」としております。この規定を守っていただけない場合は指導の対象となることとしておりますが、個々の喫煙者に対し勧告、公表までするものではありません。	ご意見の趣旨を踏まえ、指導をする場合には、喫煙者、非喫煙者双方からご理解いただけるよう、対応してまいります。
4	私有地での喫煙について行政が介入すべき問題ではなく、所有者が利用する方に対し、自身の判断でマナーを守った喫煙をお願いすれば良い。	(在勤) 30代		

4 事業者等の環境整備等について

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
1	区が関係行政機関に改善を求めた場合、理解され、遅滞なく実行させられるのか。	(区内在住) 60代	条例改正の基本的考え方では、区及び行政機関も事業者として同様の義務を負うものとしています。	敷地内の灰皿等に問題があれば環境整備を要請していきます。

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
2	飲食店が外に出している灰皿、たばこ店の灰皿、工事現場で働く人の喫煙、公園や道路上車内で窓を開けてののタクシードライバーの喫煙などの取扱いは。	(区内在住) 60代	事業者については「営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人、法人及び団体」を想定しており、飲食店、たばこ店なども適用になります。また、工事現場に働く方、タクシードライバーの方は建設会社やタクシー会社が事業者として適用になりますので、事業者として、公共の場所にいる区民等がたばこの煙を吸わされないことがないよう環境の整備を行うなどの義務が発生します。	条例に盛り込みます。
3	環境整備は、スペースの問題で小さなビルではできない。どのようにするのか。	(区内在住) 60代	条例目的に「他人の喫煙による迷惑の防止」を規定する予定ですが、運用にあたり、一律にだめになるということではなく、区と事業者の皆さんと双方で具体的な改善方法等を検討してまいります。	ご意見の趣旨を踏まえ、取組を進めてまいります。
4	公道に面した会社の駐車場に喫煙所を作っているが、近隣からも喜ばれている。回りの会社も喫煙室を作るスペースも無く、作る金も大変だ。これがダメになるのか。	(在勤) 50代		
5	タバコルール基本方針にある「地域の企業等に対し、従業員向けの喫煙環境の整備の要請、従業員へのマナー教育や健康面からの禁煙指導の展開、喫煙者を減らす禁煙支援事業等の強化」が今まで不十分であれば、充実した改正にしてほしい。	(区内在住) 60代	今回の条例改正の基本的考え方では、事業者に対して、「公共の場所にいる区民等がたばこの煙を吸わされないことがないよう環境整備」を行う義務を盛り込んでいます。禁煙指導や禁煙支援事業等につきましては現在区内の薬局で禁煙相談を実施していますが、今後事業者の皆さんからの、社員への禁煙教育・禁煙指導の要望については、具体的に対応できるよう検討してまいります。	条例に盛り込みます。取組については検討してまいります。
6	現在、喫煙場所や灰皿のある場所で、他人の迷惑も気にしながら、肩身狭く喫煙している。この条例案のように、行政が介入すべき問題でなく、他人に吸わせないといったことや事業者への義務など行き過ぎたやり方である。車や工場の排気を知らず知らず吸わされていることまで言及出来るのか。常識の範囲程度をわきまえ、両者にバランスあるやり方を考えてもらいたい。事業者の罰則もとんでもない暴挙だ。条例案には反対する。	(在勤) 50代	現在まで進めてきたみなとタバコルールでは、「タバコを吸わない方に配慮します。」「指定喫煙場所以外での喫煙をしません。」などを守るべきルールとし、喫煙者の方に他者への配慮を求めています。しかしながら、ルールが守られていない場合が多いことから、条例改正の基本的考え方では、より実効性を高めるため、区民等の禁止行為や事業者等の環境整備等の義務などを規定するものです。事業所が多く昼間人口の多い港区においては、事業所の協力が不可欠であることから、環境改善等についての事業者の指導にあたっては、廃止が前提ではなく、区と事業者の方が協力しながら、具体的な改善方法を検討してまいります。事業者への勧告、公表を行う際には、外部委員による審査会に意見を聴いて行う予定です。	ご意見の趣旨を踏まえ、喫煙者、非喫煙者の双方から一定のご理解をいただけるよう、条例に盛り込んでまいります。
7	区が整備する喫煙所が足りていないため、民間の事業者が自らポイ捨て防止や歩きタバコをなくすため、限られた私有地に灰皿を設置している。善意で設置している事業者に対し、物理的・経済的にも困難な責務を課し、さらには、そのような事業者へ指導、勧告し、さらには公表を行う事は、行政権の乱用と言わざるを得ない。このような条例が施行されれば、多くの事業者は灰皿を撤去してしまうだろう。結果、多くの喫煙者は路上で喫煙せざるをなく、ポイ捨てや歩きタバコは増加することにつながる。また、区の整備する喫煙所により人が集まり、定められたスペースでは収納しきれず、結果、周辺を通る煙草を吸わない方から区に対し、よりクレームがはいってしまうのではないかと？区が一気呵成に喫煙所の数を増加できないのであれば、また、歩きタバコやポイ捨てを減らしたいのであれば、民間事業者が灰皿を設置できるような条例の内容に変更すべきである。	(在勤) 30代		

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
8	屋内喫煙所設置への補助制度があるなら、保健所と協力して、健康被害の実態・禁煙外来への誘導などのポスター・チラシの設置をすべき。	(区内在住) 50代	開設した屋内喫煙所内に、禁煙支援リーフレットを設置するなどの対策を今後検討してまいります。	ご意見の趣旨を踏まえ、対応してまいります。

5 指定喫煙所の設置について

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
1	指定喫煙場所は、どのような基準で設置するのか。移設、廃止する場合はどのようにするのか。	(区内在住) 60代	路上喫煙者が多いなど地域の環境改善に資するものであれば、設置し、環境改善とならない場合は、移設又は廃止します。その際は、一定の考え方を定め対応してまいります。	考え方に基づいて地域の皆さんと協議する中で対応してまいります。
2	区民等がたばこの煙を吸わされることがないとあるが、今の六本木のパーテーション設置例では人がはみ出しており無理ではないのか。	(区内在住) 60代	歩道の幅員に余裕がある場合は、非喫煙者の方への配慮が具体的に見えるパーテーションの設置などが有効と考えております。基本的考え方の例に掲載した六本木での事例については、パーテーション内で喫煙していただくよう表示等の工夫をしてまいります。	ご意見の趣旨を踏まえ、必要な対応を行ってまいります。
3	指定喫煙場所について、次の内のどれかの措置を講ずること。 (1)「指定喫煙場所」を廃止、撤去する。 (2)「指定喫煙場所」を、区民が全く歩行・通行しない場所(例えば、ビルの屋上、首都高速道路下の車が通行しない地帯、海面上等)に移設する。 (3)「指定喫煙場所」を地下道内やビル内等、壁やガラス等で完全に密閉できる場所に移設し、煙や有害物質が漏れないよう遮蔽し、強制換気装置を設置し、ビルの屋上等の区民が通行しない場所の排気口から強制的に排気する。	(区内在住) 40代	指定喫煙所は、不特定多数の人が利用することを想定しており、その地域の実情に応じて、地域の皆さんと協議をする中で設置、移設、撤去を進めております。また、本年4月からビルの所有者や使用者の方などに一般開放可能な完全分煙の屋内喫煙所を設置する際の助成を始めています。	ご意見の趣旨を踏まえ、地域の皆さんと取組を進めるとともに、屋内喫煙所設置費助成のPRを進めてまいります。
4	みなとタバコルールの趣旨に賛同し、参加協力をしている。一部の喫煙者が未だ、マナーを守らず喫煙している事は残念に思うが、多くの喫煙者は既に区の求めるマナーに共感し、実現している事を理解してほしい。区が整備している喫煙所数が25か所では少なすぎる。喫煙所がなければマナーを守った喫煙も出来ない。人が集散する駅前や事業所が集まるオフィス街等でもっと区が整備する喫煙所があっても良い。行政としてやるべき事を行ってから区民等へ責務を課すべきだ。一つの喫煙所に多くの人が集まっているのが、喫煙所の数が足りていない何よりの証拠だ。ポイ捨てや歩きタバコ防止には喫煙所の数がまだまだ必要。区民等に責務を条例で課す前に、まずは、喫煙所の整備につき、より一層進めていただくことを切に希望する。	(在勤) 30代	指定喫煙場所の整備につきましては、その地域の実情に応じて、地域の皆さんと協議をする中で進めております。	ご意見の趣旨を踏まえ、指定喫煙所の整備については、地域の皆さんと協議をしながら検討してまいります。
5	私は、非喫煙者です。私の周りには喫煙者が多数存在しますが、皆さんマナーを守り非喫煙者に迷惑にならないよう喫煙をしています。しっかりと喫煙場所があれば、問題ないので今後も喫煙場所の確保をお願いします。	(区内在住) 20代		

6 指導、勧告、公表について

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
1	事業者への指導、勧告、公表のマニュアルを区全体として作成の上で、各地区ごとのマニュアルを作成し、各地域の方々が実施し、区がお手伝いするという事はどうか。たとえば環境美化推進協議会を利用するのも一案と思うが。	(区内在住) 60代	事業者への勧告、公表を行う際は、外部委員による審査会に意見を聴いて行う予定です。	ご意見の趣旨を踏まえ、条例に盛り込んでまいります。
2	違反した場合に指導するとあるが、誰が指導するのか。事業者等への指導の場合、指導の前に誰が見るのか、巡回するのか、又、「区民の声」を反映できるのか。指導、勧告、公表の期間等を明示してほしい。	(区内在住) 60代	巡回による啓発を行います。指導については職員が対応いたします。事業者への勧告、公表を行う際は、外部委員による審査会に意見を聴いて行う予定です。	ご意見の趣旨を踏まえ、条例に盛り込んでまいります。
3	マナーを守り、近隣をきれいにしているのに犯罪者みたいに名前まで公表する事は理解出来ない。	(在勤) 50代	条例改正の基本的考え方では、指導をしても改善が見られない場合は、勧告、公表をすることとしています。区としては公表することが目的ではありませんので、指導するにあたっては、区と事業者の方と具体的な改善方法を検討をする中で、よりよい解決策を見出すなど工夫して取り組むとともに、ご意見の趣旨を踏まえ、事業者への勧告、公表を行う際は、外部委員による審査会に意見を聴いて行う予定です。	ご意見の趣旨を踏まえ、喫煙者、非喫煙者の双方から一定のご理解をいただけるよう、条例に盛り込んでまいります。
4	今の時代に逆行した行政が管理し取り締まる内容に驚きを禁じ得ない。港区は喫煙が殆ど認められない状況を作ろうとしているのだろうか。事業者にも取り締まりをさせ、従わない場合は指導はおろか勧告や公表までです。行政特権で無理やりにでも従わせようとするのはどうかと思う。また、事業者への責務や勧告、公表のような罰則を設けることで、あたかも秘密警察よろしく投書や密告が頻発するのではないだろうか？もっと現実を見た寛容な対策を取るべきではないだろうか。	(在勤) 40代		

7 罰則を設けることについて

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
1	改正案は現在条例に比べ趣旨がより明確で、「努力義務」が「禁煙」となったことを歓迎。千代田区の例で、罰則が条例順守を促進することが明らかである。港区も条例改正を期に、罰則を設けることをご検討いただきたい。	(区内在住) 70代以上	条例改正の基本的考え方では、区民等については、「公共の場所(指定喫煙所を除く。)における喫煙の禁止」や「公共の場所にいる他人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮しなければならない。」とするなど、禁止行為を明確にしています。また、事業者等については、「公共の場所にいる区民等がたばこの煙を吸わされることがないように環境整備」を行うことを義務づけ、指導しても改善されない場合には勧告、公表できることとし、事業者に社会的責任を果たしていただくことで実効性を高めることとしています。このため、罰金により喫煙者に強制的にルールを守らせるという手法はとらず、引き続き地域の皆さんとの協働により、地域ぐるみでたばこのマナーを守る機運を醸成することで、快適な生活環境の確保を目指すことを考えています。	ご意見の趣旨を踏まえ、条例を実施していく中で実効性を高めてまいります。
2	生ぬるいと感じる。歩きたばこは依然多く見られ、子供の手を引いて歩いているときに、子供の顔の高さに火のついたタバコがあるとぞっとする。喫煙できる指定場所も屋内に限定してもらいたいし、監視員を置いて、歩きたばこは3千円以上の罰金としてもらいたい。	(区内在住) 40代		
3	違反者に対しては罰金刑や過料等を含む罰則を規定すること。	(区内在住) 40代		
4	歩行禁煙罰金付きでの実施。 日本タバコ本社があるせいかタバコに港区は甘い。	(区内在住) 40代		

8 周知等について

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
1	<p>港区で歩行喫煙が禁止されていることが周知徹底されていないし一般人が注意すると思わぬトラブルまで生じている。若い女性と壮年に多いし条例を知らない区外から来た人への対策も至急お願いしたい。先般注意したら喧嘩になりそうだった。区民サービスカーで注意喚起すべきだ。</p>	<p>(区内在住) 50代</p>	<p>路面シールやポスター、ガードレールでの表示など、駅を出て誰もがすぐわかるような区のタバコ対策のPRを工夫していきます。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、条例の周知や施行後の取組の中で必要な対応を行ってまいります。</p>
2	<p>バス停、信号待ちでの喫煙が目立つ。歩きタバコも見受けられ、子供やペットに危険。行政指導や、看板、張り紙等での注意喚起を徹底していただきたい。</p>	<p>(区内在住) 30代</p>	<p>路面シールや看板、ガードレールでの表示など、誰もがわかるPR方法を工夫し条例の内容を周知してまいります。今回の条例改正の基本的考え方では、条例を守らなかった場合の区の指導根拠を明確にしていますので、条例に基づいた指導を行っていく予定です。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、効果的な条例の周知、条例に基づく指導を実施してまいります。</p>
3	<p>自宅周辺では、相変わらずポイ捨ての吸い殻だらけだ。改正条例で、違反者をどのような形で勧告するのか、またどのように条例の施行を徹底させるのか、曖昧だ。特に、麻布十番、六本木、赤坂など、飲食店が多く、深夜営業の場所も多い地区では、夜間の路上喫煙とポイ捨ては大きな問題になっているので、踏み込んだ対策が必要。例えば、喫煙対策パトロール隊などで、夜間の違反行為を厳重注意するくらいのことを行わないと、実際の違反行為者に条例のことを知らしめることができない。各飲食店から客層への指導(店から外に出たら吸ってはいけない等)も必須と思う。また、違反したら吸い殻掃除などの罰則があると、一層条例が遵守されるのではないか。</p>	<p>(区内在住) 50代</p>	<p>条例改正の基本的考え方では、区民等については、「公共の場所(指定喫煙場所を除く。)における喫煙の禁止」や「公共の場所にいる他人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮しなければならない。」など禁止行為等を明確にしています。また、事業者等については、「公共の場所にいる区民等がたばこの煙を吸わされることがないように環境整備」を行うことを義務づけ、指導をしても改善されない場合は勧告、公表できることとし、事業者に社会的責任を果たしていただくことで、実効性を高めることとしています。このため、罰金により喫煙者に対して強制的にルールを守らせるという手法はとりませんが、今後、事業者の皆さんに対し、条例内容の事前周知はもとより、施行後の周知にもしっかりと取り組んでまいります。また、巡回による啓発についても引き続き強化して実施してまいります。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、取組を進めてまいります。</p>
4	<p>歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て等をする者のほとんどは、区外から来ている者(会社員や従業員等)であり港区の住民ではない。したがって、港区民に対して歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て禁止等の啓蒙をするのではなく、事業者や勤め人等の区外者に対して啓蒙しなければ意味がない。区民に対してよりもむしろ事業者、ビル管理者、会社員、従業員、区外からの訪問者等の区外者に対する啓蒙・指導等に力を入れること。</p>	<p>(区内在住) 40代</p>	<p>路面シールやポスター、ガードレールでの表示など、駅を出て誰もがすぐわかるような区のタバコ対策のPRを工夫していきます。また、条例改正の基本的考え方では、事業者の皆さんについては、「公共の場所にいる区民等がタバコの煙を吸わされることがないように環境整備」を行う義務等を入れていきますので、周知を徹底し実効性を高めてまいります。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、取組を進めてまいります。</p>

9 その他

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
1	条例名を変えてほしい。きれいで清潔は重複しており、区民の知的水準が問われる。	(区内在住) 20代	条例名称につきましては、条例目的にふさわしい名称となるように変更します。	条例名を変更します。
2	繁華街や観光名所を中心に清掃、雑草取りを実施してはどうか。地元情報紙、ケーブルテレビなどを通じて協力者及び企業を募り、「美化協力優秀店」等の大きなワッペンを作り配布する。	不明	地域的美観・清潔の保持は、ポイ捨てや歩行喫煙の抑制に効果があるものと考えております。各地区の生活安全・環境美化活動推進協議会などを主体とした、地域の皆さんとの協働の取組の中で工夫してまいります。	ご意見の趣旨を踏まえ、検討してまいります。
3	歓楽街やJT本社があるために喫煙に対する姿勢が甘いのではないか。指定喫煙箇所以外では全面禁煙にしてほしい。また、飲食店内も基本は禁煙とするといった先進的な取組でよりきれいな区になると思う。	(区内在住) 50代	条例改正の基本的考え方では、屋外においては指定喫煙場所以外の喫煙を禁止としています。屋内については、健康増進法に基づき「みなとタバコ対策優良施設ガイドライン」を策定し、ガイドラインに基づき完全禁煙・完全分煙の施設「みなとタバコ対策優良施設」に登録していただく制度を行っています。飲食店についても、制度の普及・啓発を行い、引き続き登録店を増やすよう努めてまいります。	ご意見の趣旨を踏まえ、取組を進めてまいります。
4	夜間ペットの散歩の糞を処理しない人たちの対策も講じて欲しい。	(区内在住) 50代	条例改正の基本的考え方では、主にたばこ対策として条例に盛り込むものをお知らせしており、飼い犬の糞の項目は記載しておりませんが、現条例で既に、飼い犬の糞は飼い主が持ち帰ることを努力義務として規定しております。	ご意見の趣旨を踏まえ、様々な機会をとらえて啓発に取り組んでまいります。
5	なお、不法広告(電柱などにガムテープで貼り付けた住宅広告など)が見苦しく、これらを許すから、住居や公共施設や設備へのスプレーでの落書きがあとを絶たないと思う。2020年にオリンピックを開催するのであれば、こういったものもすべて除去してほしい。	(区内在住) 50代	区では、「港区生活安全・環境美化推進協議会」や「道路美化協力員」など、地域の皆さんとの協働の活動や、警察など関係機関と連携して、東京都屋外広告物条例に基づき違反広告物を除去、指導しています。また、落書き除去も、警察署や地域の中学校、町会・自治会の皆さんと連携し、消去活動を行っています。ご意見の趣旨を踏まえ、今後も粘り強く、地域の皆さんと活動を継続し、快適なまちづくりを進めてまいります。	ご意見の趣旨を踏まえ取組を進めてまいります。
6	禁煙は世界の常識。たばこによる健康問題は健康保険組合の収支にも影響をあたえるとのこと。日本電装の健保組合では経営指標にこの問題を取り上げるとのこと。港区は取り組みがぬるくて遅い。	(区内在住) 70代以上	従業員等への健康配慮への取組は、事業所個々の責任で行うべきものと考えます。現在区内の薬局で禁煙相談を実施していますが、条例改正にあわせ、禁煙指導や禁煙支援事業の一層の強化についても検討してまいります。	ご意見の趣旨を踏まえ、検討してまいります。
7	それなりに苦慮されて取りまとめられた案だと思う。路上喫煙、歩きたばこの禁止について、それぞれの区で対応しているようだが、なぜ都条例とならないのだろうか。区の境界線やルールなど熟知しているわけではないので、区ごとの対応とせず東京都全体での対応としてほしい。本案は途中経過として、これを踏まえてさらに改善されることを期待する。	(区内在住) 50代	たばこ対策につきましては、区として取り組むだけでなく、東京都全体の取組が必要と考えております。	ご意見の趣旨を踏まえ、機会をとらえて東京都に要望してまいります。

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
8	港区白金台3丁目瑞聖寺山門通りに於ける改善指導は十分に成果を挙げられたものと地元民は感謝をしている。喫煙者は他人に迷惑をかけているという自覚に乏しいのが常であり、たいへんだったと思う。引続き注視し対策を取っていただきたい。	(区内在住) 年代不明	これまでの「みなとタバコルール」の取組を踏まえ、さらに条例改正によりたばこ対策を強化しています。	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き地域の皆さんとともに対策に取り組んでまいります。
9	みなとタバコルールが制定されてからタバコを吸う方のマナーもだいぶ良くなり、ルールを守るようになってきている。ただ対象者が多いため、ルール違反も相当見受けられる。特に夜の六本木はルール違反が多く、毎朝道路掃除が大変だ。なお一層ルールが浸透し、推進するようお願いしたい。	(区内在住) 60代		
10	タバコもお酒も他人に迷惑をかけないなら良いと思う。気持ちよい朝の空気を吸いながら歩いている時、タバコのおいがるのはあまり気持ちのよいものではない。もちろん道端や下水溝、駐車場などに吸い殻が捨ててあるのは先進国のマナーとはいいがたい。子どもたちはそんな大人を見ながら育っていく。外資系企業や大使館が多い港区ではせめて外国の方々にも恥ずかしくない街であってほしい。	(在勤) 60代	条例改正の基本的考え方では、快適な生活環境を確保するため、条例目的に、「他人の喫煙による迷惑の防止」を加え、区民、事業者等のそれぞれの責務や禁止行為等を盛り込んでいます。今後、条例の周知を徹底し、実効性を高めてまいります。	ご意見の趣旨を踏まえ、条例の周知を徹底し、実効性を高めてまいります。
11	意見募集について、説明会・シンポジウムなどの開催が望ましかった。区民等に参画を促し、自発的な形で進めなければ、出来てから不満の声が上がり、実効性にはなはだ懐疑を感じる。	(区内在住) 50代	意見募集につきましては、団体、事業所などに説明、意見聴取をしております。ご意見の趣旨を踏まえ、今後も実効性のある条例となるよう、区民、団体、事業所の皆さんへの周知に努めてまいります。	
12	受動喫煙による被害は明らかだ。美観問題より、健康被害問題としても捉え、保健所の役割も明記するべき。室内完全分煙を、屋外での喫煙を禁止してほしい。港区は、PM2.5問題をどのように考えているか。有害物質を環境中に排出させない事が、「環境問題の先進都市・港区」の目指す姿だと思う。	(区内在住) 50代	健康増進法は、公共的な建物内については、施設の管理者に「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定しています。この趣旨に基づき、区では「みなとタバコ対策優良施設ガイドライン」を策定し、優良施設を登録する制度を設け、優良施設を増やすことで受動喫煙を防止する取組を進めております。また、屋外の公共の場所におきましては、条例改正の基本的考え方の中で、指定喫煙場所以外の喫煙を禁止としています。PM2.5などの大気汚染物質につきましても、直接の監視業務は東京都ですが、区としても独自に環境総合測定局を区内に設置し環境監視を実施しており、区のホームページでお知らせしています。	ご意見の趣旨を踏まえ取組を進めてまいります。
13	フリースペースの拡大充実を。大門交差点のフリースペースは善いと思う。補助金なども検討してよい。	(区内在住) 50代	本年4月から、完全分煙の屋内喫煙所設置費助成を実施しており、助成のPRにも努めてまいります。	ご意見の趣旨を踏まえ、周知に努めてまいります。

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	意見への対応
14	みなとタバコルールを条例化しないでほしい。私たちたばこ販売店は、吸う場所が無いと困っている人たちの声や吸わない人たちのきちんと吸う場所を作って吸わせてほしいといった声にこたえて灰皿を設置している。しかし、今回の条例案では、喫煙できるスペースがあっても煙が流れるので店頭で灰皿が置けなくなってしまうのではないかと心配している。今のルールで十分に共存できると考えるので、是非ご再考をお願いしたい。	(区内在住) 不明	これまで進めてきたみなとタバコルールでは、「タバコを吸わない方の健康に配慮します。」「指定喫煙場所以外での喫煙をさせん。」などを守るべきルールとし、喫煙者の方に他者への配慮を求めてきました。しかしながら、ルールが守られていない場合が多いことから、条例改正の基本的考え方では、より実効性を高めるため、区民等の禁止行為や事業者の環境整備等の義務などを盛り込んでいます。ご意見の趣旨を踏まえ、指導をするにあたっては、区と事業者の方と具体的な改善方法を検討をする中で、よりよい解決策を見出すなど工夫して取り組んでまいります。また、勧告、公表を行う際は、外部委員による審査会に意見を聴いて行う予定です。	ご意見の趣旨を踏まえ、喫煙者、非喫煙者の双方から一定のご理解をいただけるよう、条例に盛り込んでまいります。
15	私は、港区でたばこを販売している者である。区では、たばこを「公共の場所で喫煙してはダメ」「他人に煙がいくような場所で喫煙は控える」といったことを条例化すると聞いた。大変なことだ。絶対に反対。最近では、マナーも良くなり、ルールを守る喫煙者がほとんどである。きちんと灰皿を置けばそこで吸ってくれる。条例で規制すれば、元のように隠れて吸ったり、道端で吸ったりマナーが悪くなる。売上やたばこ税も減る。絶対に反対だ。	(区内在住) 不明		
16	条例の内容をみた。「喫煙してはならない」「従業員に遵守させなければならぬ」「環境を整備しなければならぬ」守らなければ「指導・勧告・公表」する。まるで警察の取締りで処罰するといった内容に思える。これでは、港区内では喫煙は一切ダメといているに等しいのではないか。私は、たばこを販売して生計を営んでいるが、売上に大きく影響するのは必然だ。あまりにも厳しすぎる。今のルール並みに改善してほしい。	(区内在住) 不明		
17	ファミリーマート第一京浜芝2丁目点は喫煙コーナーがあり、朝7時から22時まで利用可能。このような取組は評価できる。喫煙コーナーのマップを作成したらよい。	(区内在住) 50代	喫煙コーナーの場所の周知につきましては、工夫が必要と考えております。	ご意見の趣旨を踏まえ検討してまいります。